

平成 26 年度福岡市保健福祉審議会 第 3 回障がい者保健福祉専門分科会

【事務局】 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催いたします。私は本専門分科会の事務局を担当しております福岡市保健福祉局障がい者部長の古賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数 21 名のところ 17 名の委員の皆さまからご出席のご連絡をいただいております。過半数を満たしておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 号の規定によりまして、本専門分科会は成立いたしておりますことをご報告させていただきます。

また、福岡市情報公開条例に基づきまして、本専門分科会は原則公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆さまには事前に送付いたしました会議資料の確認をさせていただきたいと思っております。お送りしておりますのは、委員名簿、座席表、会議資料「第 4 期福岡市障がい福祉計画（案）」でございます。第 4 期福岡市障がい福祉計画（案）は、前回お配りした障がい福祉サービス等の数値目標や見込量の部分に計画の概要や資料を加えたものでございます。また参考のため、福岡市障がい保健福祉計画を机上に置かせていただいております。

それでは議事に進みたいと思っておりますが、これより先の会議進行につきましては会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは本日の議事に入ります。皆さん、お忙しいところお集まりいただき、大変ありがとうございます。

第 4 期福岡市障がい福祉計画（案）について議論するというのが本日の目的であります。このことについては、前回も少しご説明がありましたけれども、福岡市のほうから今回配布された第 4 期福岡市障がい福祉計画（案）について最初にご説明をお願いします。

【事務局】 それでは会議資料の第 4 期福岡市障がい福祉計画（案）をご覧ください。前回、7 月 14 日にご説明いたしました資料に肉付けをして計画案としたものでございます。前回ご説明をしていないところ、修正、変更、追加等があったところを中心に説明したいと思います。

今回の資料については、内容自体も大きな変更はございません。追加のところ以外はあまり大きな変更はありません。大変申し訳ございませんけれども、本日お配りしている資料のほうでご覧いただきますようお願いいたします。

それでは目次をご覧ください。前回から変わっているところは、まず「第 1 計画の概要」の中に「5 計画期間中の見直しについて」という項目を増やしているところになります。それから、第 2 および第 4、第 5 に項目を具体的に書き込んでおります。

それでは 1 ページをご覧ください。「第 1 計画の概要」の「1 計画策定の趣旨」でございます。「第 4 期福岡市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成 29 年度における障がい福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進

のための取り組みを定めるものでございます。

次に、「2 計画の位置づけ」ですが、本計画の位置づけは障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものでございます。

「(2)他の計画との関係」につきましては、国及び福岡県の計画、それから福岡市基本計画に即した「福岡市保健福祉総合計画」、「福岡市障がい者計画」との整合を考慮し、策定するものでございます。

「3 計画の対象者」につきましては、障害者総合支援法および児童福祉法の規定に基づき定めてございます。まず「障がい者」とは、身体障害者福祉法による身体障害者、それから知的障害者福祉法による知的障害者のうち 18 歳以上の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者のうち 18 歳以上の者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者、つまり難病患者ということになりますが、そのうち 18 歳以上の者でございます。

そして「障がい児」とは、児童福祉法に今申し上げた障害者総合支援法と同様の規定がございまして、それぞれ身体障害も知的障害も精神障害も難病を持つ 18 歳未満の児童ということになります。

2 ページをお開きください。「4 計画の期間」でございます。平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間ということでございます。

次の「5 計画期間中の見直しについて」ですが、わが国はこれまでも、またこれから障害者権利条約の完全実施に向けて、新たな制度改革や取り組みが一層進められていくという状況でございまして、このような動向も踏まえ、必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとしております。

3 ページをご覧ください。ここから 7 ページまでは「第 2 障がい保健福祉施策をめぐる現状」でございます。これにつきましては、前回ご説明をさせていただいたところでございますが、その口頭で申し上げた内容をそれぞれグラフの上に文章で記しております。したがって、本日はこの部分は説明を省略させていただきます。

それでは 8 ページをお開きください。ここから 30 ページまでは「第 3 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み量」でございます。これにつきましても、内容につきましては前回ご説明したところですので基本的には説明を省略させていただきますが、修正、変更、追加をした部分につきましてご説明させていただきます。

まず 8 ページの「1 策定の趣旨及び位置付け」につきましては文章を新たに加えている部分で、国が定める基本指針に即して平成 29 年度の数値目標を設定すること、また数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年における障がい福祉サービス等の見込み量を定めてサービス提供体制の計画的な整備を図ることを記しているところでございます。

「2 障がい福祉サービスに関する数値目標」につきましても説明の文章を加えております。また、前回からこれから以降も、各項目の「第 1 期から第 3 期計画の実績」という表の表記方法を修正しております。前回は第 3 期の目標値である平成 26 年度末の目標値を別表として上に出してはいたしましたが、今回は 1 つの表の中に入れております。そうすることで、前回記載していなかった第 1 期、第 2 期の目標値も表の中に記しております。

「(1)施設入所者の地域生活への移行」につきましては、達成率の表記の仕方が間違っておりますので修正しております。また、「②平成 25 年度末時点と比較した施設入所者の減少数」につきましては、目標値設定にあたっての考え方の説明を少し加えております。

10 ページをお開きください。「(3)地域生活支援拠点等の整備」についてですが、前回、目標値については調整中としていたものでございますが、1 か所という目標値を入れております。この拠点等の整備につきましては、実際の設置に向けては福岡市の社会資源の状況等を踏まえて、どのような形で設置していくのかについては関係者等と議論をしていかなければいけない内容かと思っております。簡単に結論を出せるような課題ではないだろうと認識しております。今後じっくり検討していく必要があると考えております。したがって、現時点では国指針の各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備という考え方に基づいた目標を言っているものでございます。

「(4)福祉施設から一般就労への移行等」につきましては、項目名を修正、目標値設定にあたっての考え方の説明を少し詳しく付け加えておりますが、内容については変わっておりません。

12 ページをお開きください。「3 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」につきましては、表の下に一部、グラフを付け加えています。また、一部、表現等を改めているところがございます。

それから、障がい児支援体制の整備に関する項目が前回はできておりませんでしたので、今回新たに付け加えております。これにつきましては、今回、国の指針の中で新規項目として挙げられているものでございます。そのことにつきましてご説明をいたします。17 ページでございます。

「(5)障がい児通所支援」につきましては、放課後等デイサービスが大幅に伸びてきているという状況がみえますが、第4期計画の見込量につきましては現時点では調整中でございます。実施に関する考え方といたしましては、近年の実績等を考慮し見込むこととし、見込み量確保のための方策につきましては障がい児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の充実に努めることとしております。

18 ページです。「(6)障がい児入所支援」につきましても、見込量といたしましては調整中でございます。実施に関する考え方といたしましては近年の実績等を考慮し見込むこととしておりますが、見込み量確保のための方策につきましては現状で今後の見込み量に対応可能であるとしております。

次に、「(7)相談支援」でございます。これも伸びている状況でございます。実施に関する考え方は、近年の実績等を考慮し見込むこととしております。見込み量確保のための方策につきましては、障がい児相談支援事業者と連携して事業を実施していくとしております。

19 ページをご覧ください。ここから 30 ページまでは「4 地域生活支援事業に関する各事業の見込量」でございます。こちらも一部にグラフを加えたり、表現を改めさせていただいたりしているほかは、内容的には前回から特に変わっておりませんので説明は省略させていただきます。

31 ページをお開きください。「第4 計画の推進体制」でございますが、こちらは「1 計画の進行管理」につきまして前回の第3期計画のときから大きく書き替えております。

障害者総合支援法におきましては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされております。いわゆるP D C Aサイクルにつきまして基本方針でも具体的に言及されておりますので、それにならってP D C Aサイクルのプロセスのイメージを福岡市にあてはめ、具体的に記しているところでございます。

具体的な説明につきましては 32 ページをご覧ください。まず、計画におけるP D C Aサイクルについてですが、国の基本指針に即して定めた数値目標、つまり先ほどの8～11ページにある障がい福祉サービスに関する数値目標、これをP D C Aサイクルで設定する「成果目標」として各サービスの見込量、つまり 12～30 ページになりますが、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業に関する各サービスの見込量、この部分を「活動指標」とすることとしております。そして少なくとも年1回、当専門分科会から点検・評価を受けること、その結果について公表することとしております。

「(2)点検・評価結果の反映」につきましては、専門分科会から意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映するということを書いております。

次の「2 国・県への要望」につきましては、前回の第3期同様に記載をしているところでございます。

「3 障がい者等地域生活支援協議会との連携」につきましては、前回は自立支援協議会との連携として書いていたところですが、今回は自立支援協議会が再編されて地域生活支援協議会となっておりますので、そこの連携として、重要な項目でございますので前回同様、特に触れているところでございます。

33 ページをご覧ください。「第5 資料編」につきましては、基本的に前回の第3期計画を踏襲して作っているところでございます。「1 福岡市障がい福祉計画の策定体制」につきましては、地域生活支援協議会を書き込んで、それを含めて実施体制を整理しなおしております。「2 計画策定の経緯」につきましては、今後の予定を含めて、また地域生活支援協議会からの意見書受理を含めて整理をしているところでございます。

34 ページでございますが、当専門分科会の委員名簿を付ける予定でございます。

それから 35 ページは、諮問・答申についての資料でございます。

36 ページ、37 ページにつきましては、イメージとして最終的に出る答申、それから前回は附帯意見もございました。その附帯意見につきまして参考に前回の第3期の計画のものを添付いたしております。

38 ページ、39 ページにつきましては、パブリック・コメントの状況についてですが、これも参考に前回計画のものを添付させていただいております。こういった内容のものが参考資料の中に盛り込まれる予定ということで参考に付けているものでございます。説明は以上でございます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

【会長】 追加説明をどうもありがとうございました。それでは本日は第4期福岡市障がい福祉計画（案）について、委員の皆さんにご議論いただきたいと思います。全体を一括してもいいのですが、項目が第1から第5まで分かれてございますので、1つ1つご意見をいただきたいと思います。

最初に目次に沿って「第1 計画の概要について」、1ページと2ページにあたりますが、ここはいかがでしょうか、若干の修正があっているようですが。何かご意見はございますか。

【会長】 ここは、あまりご意見はないと思いますので、特にご意見がなければ「第2 障がい保健福祉施策をめぐる現状」、3ページからの推移について書いているところですが、7ページまでのところ。これはこれまでにお示ししていただいたデータを分かりやすくグラフ化したものですが、何かご質問やご意見はございませんでしょうか。どういうことでも結構ですが。

【委員】 65歳以上の方が介護保険の対象になるのですが、以前にも言ったことがあるのですが、知的障がい者の人は介護保険のほうではなかなかうまくいかないということを知ったことがあるものですから、ここでなんとか検討してくださいということを行ったはず。知的障がいの人が介護保険のほうに何か少し早くから入れるような話を聞いたのですが、実際はどうなのでしょう。

【事務局】 知的障がい者の方が、早くからというのはありません。65歳からということになります。障がいの状況からどうしても障がい者の施設でないと対応できない、そういう場合は例外的に障がい福祉のサービスが継続ということもあり得ますし、それから介護保険で足りない部分で合理的な理由があるような場合については障がいのほうのサービスが適用される場合もあります。

その辺については、今回の障害程度区分から障害支援区分ということで26年度から見方が変わりましたので、今まで身体障がいの方は合っていたのですけれども、それ以外の知的、精神の方とかでずれている部分とかも正確に見られるようになったと思いますので、それを見ながら個別に、どうしても障がい福祉サービスが必要な方については見ていくということで対応しているところ。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに何か資料編につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

【委員】 今の65歳の話でちょっと確認ですが、就労系じゃない障がい施設を利用されている方が65歳になった場合は、退所しなくてはならないということですか。

【事務局】 障がい者施設支援課長のほうからお答えします。

いわゆる生活介護事業とか言われる通所系のデイサービスで、これに関しては介護保険にも同等のサービスはあるということで、原則はやはり介護保険優先だと言われていました。しかし先ほど委員のほうからもおっしゃいました知的障がい者とか、いわゆる個々の特性が高齢者にまして十把一絡げで支援するのは難しい部分もございますので、原則は介護保険優先としながらも、個々の特性等を踏まえて、場合によっては障がい福祉サービスの決定もできるようになっております。

【委員】 もう今そうなっていると思うのですが、現状今の65歳以上の方で障がい施設を利用して通所されている方は、今現在はどういう状況ですか、実際は。

【事務局】 数量的なものということですか。現実的にいらっしゃるかどうか？

【委員】 そうです。

【事務局】 ちょっと数字は持っておりませんが、現実的におられます。実際に福岡市内にもそういう方が65歳を越して生活介護事業を通所の障がい者の施設のほうで受けている方はいらっしゃいます。

【委員】 やめた方もいらっしゃいますか。

【事務局】 すみません。ちょっと今、手元にそこまで細かいのはないのですが、担当係

長が今申し上げるには、十数名ぐらいは市内にいらっしゃるということです。

【委員】 非常に心配をされている方がたくさんいらっしゃって、この計画の謳い方によっては、ものすごくそこを敏感に反応されるのではないかと思うのですよね。どういうふうにしていくのか。今少し結果があるわけですから、それを踏まえてどうしたほうが利用者さん達が一番生活がしやすいのかというところに持っていく努力が必要じゃないのかなと思っているのですが、そこがちょっとあまり答えがはっきり出てないので、これをこの計画の中で謳っていいものだろうかというのは少し心配するところがあります。

【事務局】 介護保険制度に関してはいわゆる法律のほうでございまして、基本的には介護保険が優先になるということになっておりますので、書くにしてもなかなか難しい。個々に判断している部分なんですね、実を言うと。いわゆるドクターの診断書あたりも参考にさせていただいて、個別に検討させていただいて、やはりこれは障がい福祉サービスのほうでないと対応できないということになったら、障がい福祉サービスの方でやっておるということで。これは確か議会のほうでもご質問等がございましたので、私どものほうでも検討した経緯がございますけど、仮に何らかの文章を書くということであれば「介護保険優先とは言いながらも」という書き方になると思います。

【会長】 書き込んだほうがいいでしょうか、今言われたような一文は。

【委員】 いや、分からないです。

【会長】 現実にご不安をお持ちの方が多いうでしたら。

【事務局】 65歳を過ぎて介護保険が適用される場合に、障がい者の方が介護保険優先ということで移行する問題というのは現実的にはあります。後半に保健福祉総合計画を作っていく中で、今まで障がい者保健福祉計画と高齢者保健福祉計画、地域保健福祉計画とを分けていましたけれども、今回は一本化していきます。これも一番大きなものというのは、地域で障がい者の方がどういうふうに住んでいるかというものと、もう1つは障がい者の高齢化という問題が出てきておりますので、そういう部分で介護保険とどう整合していくかというのが後半の1つの大きなテーマになってくると思っていますので、できたらその中で議論をさせていただければと思っています。

【会長】 明快なお答えをいただきましたので、その点につきましては障がい者の高齢化というテーマで、後半でこの審議会も含めてご議論いただくということで記録を残したいと思います。ほかにどなたかご質問ありますでしょうか。

【委員】 「(3)精神障がい者数の推移」ですけれども、全体の数は分かるのですが、ほかの障がいの方のように年齢での区分けというのがないのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

それと、高齢になった認知症の方を精神障がい者と扱わないという括りになるのでしょうかということをちょっと聞きたいのですが。

【事務局】 年齢の件からですけれども、精神障がい者数の推移は実態調査から取っておりますので、年齢は取れたと思います。327ページのデータでいくと、年齢別、それから認知症も入っていますが、この認知症についてはサンプルの中での資料ということになると思うのですが、含まれている。それから年代別の数値についてはあるので整理はできるのかなと思います。

【会長】 年齢別にかなり傾向に違いがあれば、グラフとして追加してもいいかもしれま

せん。

【事務局】 以前、精神保健福祉センターでやったデータはあるのですが、今年度の調査から診断名とかを見直していますので、まったく同じ診断名では出ないのかなど。年齢別は出ますけど、平成になって何年度、何年度というデータは診断名を少し変えてしまったことで、全く同じようなデータは難しい。

【事務局】 このデータについては揃わない部分もあるかと思いますが、できる範囲で見直しをしたいと思います。

【会長】 どうもありがとうございました。年齢構成についても分かる範囲内で書いていただくようお願いしたいと思います。認知症に関しては、知的障がい者の高齢の方のところに主に入っているのではないのでしょうか。違うのですか。

【事務局】 精神障がいとして認知症という診断名で取っています。

【会長】 認知症は、4ページのグラフで知的障がい者の年齢構成で、これは60歳代以上というところには入っていないのですか。こちらには入れてないということですか。

【事務局】 入っておりません。

【会長】 入っていないのですね。

【事務局】 はい。

【会長】 ほかに何かご質問がありますでしょうか。

【委員】 この中にはないのですが、来年の4月には生活困窮者自立支援法ができるということを知っているのですが、この総合支援法の中にあっても発達障がいあるいは難病患者も新たに総合支援法の中に入り込んで、いろんな施策を講じてきていると思います。その生活困窮者と言われる方々、対象者の定義づけというのは私も詳しくは分からないのですが、いろんな谷間の方々が含まれてくると思います。生活保護を受けるまでには至らないけど、同等またはそれ以下の生活をしている人といった方が入ってくるかもしれませんけど、それ以外に学校の一般の私学の中で本来福祉のサービスを受けようとするれば該当するのではないかという方々が、そういう谷間の中で、ボーダーのところで生活をしている人が、卒後、ある意味では生活困窮者という立場でクローズアップされてくるのではないかと考えていますが、将来的にそういった生活困窮者の分類の中でもこういった総合支援法の中で福祉の総合計画の中に加えて考えていく方向性というのは今の段階ではないですか。

【事務局】 政策推進課長でございます。先ほど話がありました通り、この計画のあとに保健福祉総合計画をご審議いただくことになっております。今、委員がご指摘の生活困窮者の関係は地域福祉計画のほうにまずは位置付けるということになっておりますので、その際にどういった形で障がい者の方を見ていくかということも含めて、こちらの障がい者の分科会のほうでも生活困窮者の定義ですとか、そういったところをご意見を頂戴しながら進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

【会長】 ほかにご質問はありませんか。

【委員】 精神障がいのほうですけれども、実態というのはなかなか難しいと思いますけど、自立支援医療の数というのは、有効期限が2年あるので、ある程度定期的に2年以上の通院治療が必要な方々も取っていらっしゃると思います、自立支援医療を。それでだいたい把握すると思うのですが、多分増えているはずなんですよ、全体的に。数は把握で

きていると思います。

数は増えていると思うのですが、7ページのこの図、自立支援医療・重度障がい者医療というのはどれですか、色がよく分からないけど。この四角いやつですか。716百万円と352百万円ですかね。それで減っているのですよね。減っていない？

【事務局】 増分の内訳なので。

【委員】 増分の内訳？減っているわけじゃないのですね。

逆に増えてそんな感じがするのですが、半分くらいになっているという話も聞いていたので、これは内容がどうなのかなと思って。2つ足していちゃいますよね、自立支援医療と重度障がい者医療というのが。2つ混同しているのですが、その中身というか割合というのは分かるのですか。

【事務局】 この表はちょっと分かりにくいのですが、増加分のところだけを出していますので、増えている量が22～23年度より23～24年度のほうが716百万円から352百万円と減っているように見えていますが、とにかく増えているという状況にあります。増えている率が減っているということになります。

内訳については調べれば分かるのですが、今は細かいデータがないので、どっちがどのくらい増えているかというのは、今データはございません。申し訳ありません。

【会長】 7ページの下グラフはちょっと見ただけでは分かりませんので、もうちょっと分かりやすいグラフを工夫されたほうがいいのではないのでしょうか。今、委員が言われたように、減っているように見えると思いますので。

よろしいですか。ほかになれば次に移ります。

それでは第3章の「障がい者福祉サービス等の数値目標及び見込量」というところをお願いいたします。

【委員】 10ページの「(3)地域生活支援拠点等の整備」ですが、先ほどのご説明の中で、社会資源の状況を踏まえて今後、関係者と話しながら検討していくという説明がありました。この国指針というのは各市町村及び圏域に1か所、少なくとも1か所というのが国指針の内容だと思うのですが、福岡市の場合は各市町村に少なくとも1か所という形であれば、もちろん福岡市も市ですので、1という考え方もあろうかと思います。

ただ、福岡市の場合それはそれこそ人口が150万を超える大都市で、そうでない市、例えば日本中で800ぐらい市があって一番小さいところは4000人ぐらいからの市がある。それは極端な例ですけど、そういう中で政令市の中でも福岡市は全国で6番目に人口が多い都市だと。その中で地域生活支援拠点、これは仮置きという理解もいいのですが、1か所というのは今後いろんな検討なり協議を進めていかれる中では、地域生活支援拠点が、例えば知的障がい者の場合に今後の親亡き後とか、そういうものに重要な大事な部分になるのではないかと思っています。国指針を踏まえるのは十分分かるのですが、150万で行政区が7区あるという福岡市の実態と言いますか、障がい者の数が今回の実態調査では9万人を超えるという福岡市の実態を考えるならば、国指針の通りでない、より障がい者に近いところでサービスができるような形を増やしていただくような形で検討を進めていただきたいなと思います。

今回の実態調査報告書の中でも、第3章のところに「調査結果の概要と考察」というところがあります。その中に福岡市がモデル的になっているような取り組みをやっていくべき

ではないかと、そういうような時期にあるというふうに考察をされています。そういうことを踏まえれば、仮置きではあるでしょうけど、1か所というのは今後検討していかれる中で、例えば1区に1か所とかそういう形での方向性を持っていただければと思います。もちろん3か年で7か所というのは無理な話かも知れませんが、そういう方向性と言いますか、そういうものをお願いできればと思います。

それと同じような関連で15ページですが、「(3)居住系サービス」というところがありまして、下の段に第4期計画の見込み量、グループホームと施設入所支援と書いてあります。そこで先ほどの地域生活支援拠点の関係ですが、国の基本的な指針あるいは国の資料を見ますと、グループホームにも地域生活支援拠点の機能を持たせることも検討されてあるような資料が出ております。市のほうからいただいた資料の中にも、グループホームにいろんな機能を付加させて地域生活支援拠点を作っていくという資料がございます。

国の説明はそうですが、15ページの下の表の見込み量確保のための方策というところを見ると、グループホームはまったくそういう地域生活支援拠点とは考えていないというふうにも読み取れるのです。逆にさっきおっしゃったように、今後検討していくから、そこでこの文言が変わってくるよということかも知れませんが、少なくとも国の基本方針の中では、昔で言う入所施設とかグループホームにいろんな機能を付加して地域生活拠点を作ろうという国の指針があります。その中で重要なグループホームについてそういう記述がないというのは、福岡市の考えとしてはグループホームにはそういう機能は付加させないという、そこまでの判断が入っているのかどうか。それは今後考えていくということなのかどうかをお聞きしたいと思います。以上です。

【事務局】 地域生活支援拠点の整備につきましては、おっしゃる通り、置き数値的な形になるかと認識はしております。国の指針を見ましても、地域生活支援拠点の整備については地域レベルでの取り組みの基礎とするということで、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備するかについて、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ協議会等、うちで言えば地域生活支援協議会であろうと思いますが、そういった場を用いて関係機関等が参画して検討する。検討に当たっては都道府県の計画との調和を持つようにというような考え方が国から示されております。

国から示されているこの地域拠点のイメージ、構想のものなのですが、これも1つのグループホームを隔離してやるタイプと、それからもう少し面的にほかの施設との連携をしながら拠点を整備していくという考え方とか出てきておりますので、今の時点で拙速に決めていくのはどうかなと思っております。もう少し社会資源の状況とかの分析も必要だろうし、区レベルでいっても、そこにたどり着きやすいところと非常に難しいところがあるかもしれないという認識も持っておりますので、そういう意味でここは今後またしっかり議論をして市の方向性を定めていきたいと思っております。

【会長】 地域生活支援拠点等の整備も、そういう検討の中で増やしていくことが考えられるという意味でしょうか。

【事務局】 今後の議論の中でいろいろその辺も含めてお願いしたいなと思っております。

【事務局】 もう1点のほうのご質問、グループホームの見込量の中で地域生活支援拠点のことに触れてないというご指摘でございましたが、まず地域生活支援拠点に関しては、本日は資料をお配りしてないと思うのですが、居住支援機能と地域生活支援機能の一体的な整備を進めるということでこういう構想が国のほうから示されております。グループホームあるいは入所施設を核にして、そこに相談支援機能とかショートステイとか、そういったものを機能付加して一体的に整備を進めようというようなお話でございました。

各施設をグループホームにするのか入所施設にするのかという、こちらも私どものほうが今決めているわけではございませんので、そういった意味で施設入所支援とグループホームは単なる見込量として、今までの実績を踏まえて数字を置かしていただいているというところでございまして、今のところリンクした数字ではございません。

【委員】 今のところでちょっと聞きたいのですが、市営住宅をグループホームとして計画的に活用する事業というのは、どういう事業でしょうか。それとある程度どこの市営住宅を提供していただくという見当はついていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】 この事業に関しましては従前から行っておりまして、市内で今、姪浜北とか八田第二、壱岐団地、そういったところで実は社会福祉法人さんにお貸しして一部やっております。今年度から実は本格事業化しております、以前はモデル事業で3年間だけやるというお話をしていたのですが、毎年だいたいグループホームにして、住宅にして30住宅ぐらいなのですが、そういったものを毎年、法人さんを公募しまして「やりませんか」と。それでお貸ししているという事業をやっています。それも活用しながらやっていきたいということを書いています。

【会長】 そのほかにどなたかございませんでしょうか。どうぞ。

【委員】 前回出ていなかったのもその時に言われていたかもしれないのですが、1番の施設入所者の地域生活への移行の数字です。この数字だけで操作されること自体にすごく違和感があるのですが、当事者の人たちの実態というか、今度のにちょっと出ていましたけれども、入所施設に入っている方たちというのはかなり高齢化されていて、この人たちを無理やり出そうとされているようなことなのか、それとも出先ですね。ちゃんとグループホームとの連動とか、連動していないと意味がないのではないかと思います。出すだけじゃなくて、こういうところに確保して、こういう生活のイメージみたいなのが一人ひとりの方に提供されるような計画の立て方をしないと、数字だけ移行させて何パーセントとか、そういうのはちょっと理解できないというか。そういう点はどのように考えられているのかというのをちょっと。

そういう意味で、国も全部障がいの方たちの問題を、入所施設はいかんと行って否定してきた割にはずっとそれでだらだらと来て、グループホームに移行にも福岡市はそんなに成功していないような感じがしますし、その割に年だけ取って行って高齢化していて、抜本的に考え方を変えないといけないのではないかなという点では、これでいいのかなというところが根本的にあります。その辺の意見、地域生活への移行という視点からでもいいので、ちょっと答えていただきたいなと思います。

【事務局】 なかなか難しいお話なのですが、地域移行者数と書いているのですが、グループホームに何人ぐらい移行するとかそういうものを想定して作っているのかというお話だろうと思います。

結論から申しますと、それをリンクさせて数字を挙げているわけではありませんで、まず地域移行者数に関しましては国のほうが指標的なものを示しておりますので、あくまでも目標値ではございますけど、数字をそれに沿って出させていただいています。

ただ、8ページの実績を見ていただくと分かるのですが、8ページの下段のほうに表を載せております。第1期平成20年度末、第2期平成23年度末と、26年度末はまだ出ておりませんので25年度末までの実績ですが、実績のB、3年間で115の方が地域生活に移行していらっしゃいます。23年度末、これは累積でございまして18年度から23年度末までに227人。このあたりはかなり3年おきではだいたい110名ぐらいが地域生活に移行してございます。そのあとの25年度末、だんだん鈍化してきておりまして60数名ぐらいで、あと1年で30人も移行できるかという、なかなか難しいのではないかと考えております。

それと右側のページの上から3行目の表、第1期から第3期計画の実績、これは施設入所者も減少しています。福岡市から施設入所を利用している方がどれくらい減少しているかということなのですが、18年度～20年度末の第1期は77名の方が施設入所支援、全体から減っております。23年度末が86名。ということは3年で9名しか減ってない。その後は逆に増えているという状況がございまして、まずは軽度の方で入所施設側がグループホームにどんどん出していこうという動きが、最初のほうに加速度的についていったのですが、その後なかなか鈍化している。今残っている方は、かなり重度の方もしくは高齢化が進んでいる方が中心になってきているのではないかと。まあ、国が元々思っていた通りに結果にはなっているのですが。

それで今後、おっしゃる通り、こういった数字が増えているのか、そのまま頑張っただうかするのと言われると、グループホームは今から施設入所する予備軍の方にグループホームのほうにまず入っていただいて、入所施設に入る時期をずらそうという考えも一部ございますので、そういった意味では毎年100人ずつぐらい増やす予定にはしています。ですが、一旦入っている方を移行させるというのはかなり厳しい状況にあると思います。ただ、数字としては見込みにくい、実態把握できていないという部分もございまして、一応国の方が申しております目標値設定の考え方を参考に数字として挙げさせていただいています。

【委員】 先ほど委員のほうから言われた拠点と、ものすごく関係あるんですね。だからもうちょっと出先でしっかり実態を把握して施策に結び付けるような取り組みをしないと、どんどん押されていくのではないかとこの心配があります。そういう点で、もう少し積極的に現場というか、当事者の方が生活される実態を、そのために実態調査をやられたんだと思いますので、その実態を踏まえて、いきなり理想的なほうにはいかないと思いますが、その方向で4～5年後、10年後というのは要るのではないかなという感じがします。

【会長】 大変貴重なご意見だと思いますけど、何かありますでしょうか。

【事務局】 先ほどから申し上げておりますが、地域社会支援拠点、これはおっしゃっていることの核になるような施設というか、そういうものになるのではないかと思います。これに関しては1か所、少なくとも1か所という意味でございまして、整備の仕方によって大型の入所施設みたいなものを真ん中に作って、あとはネットワークで進めるのか、それとも今ある資源を使いながら面的な整備で繋いでいくようなやり方をするのかあたり

でも、かなり変わってまいりますので、一番は地域生活支援協議会あたりのご意見を踏まえて、最適配分で財源的な負担も考えながら整備を進めていくと思います。

【会長】 そのところは議論に残していただいて、今後の検討課題にさせていただきませう。ほかに何かご意見やご質問はないでしょうか。

【委員】 計画相談が来年度から完全実施が義務付けられていると思うのですが、現在の状況に対してまったく足りないということで、PRするというをおっしゃっていましたが、今のところ見込みとしてどれくらい増加が見込めそうなのかという点と、だいたいどれだけあれば足りると見込んでいるのかというのを教えてください。

【会長】 いいですか。

【事務局】 計画相談の特定相談支援事業所をなるべく増やそうということで、事業者さんにも説明会を開くなどして呼びかけをしています。既に相談支援専門員がいらっしゃるようなところとか、やっても良いよというサインを出していただいたところには、実際にそちらに行って、ぜひやってくださいというお話をしているところでございます。

指定特定相談事業所が今年度どこまで増えるかについては、まだはっきりとは分からないのですが、今までの感触からして、できれば30カ所ぐらいいけたらいいのかなど。今が20カ所のところ30カ所ぐらいまでいけるかなという感じは持っているところです。できれば50カ所ぐらいに増えるとよいと思っておりますが、そこまでいけるかどうかは、やはり相談支援専門員がいないというのがあるので、今年度中はなかなか難しいと。来年度以降も含めると、もう少し増えていくのではないかなという感じではあります。

障がい児相談支援事業所も同じように今増えてきている状況でございます。ただ、いくつあれば足りるのかというのは今のところ判断しにくいのかなと思っております。今増える分でも、まだ足りないという感触は持っているところです。

【委員】 この計画相談を導入できなければ、福祉サービスの利用ができなくなるということが予測されるのですが、実際に数が足りなかった場合には、市としてはどのように対策を打たれるのでしょうか。

【事務局】 今、いわゆる指定の特定相談支援事業所の数が足りないという状況がございますので、各区に設置しています委託の相談支援センターに重点的に担っていただこうと考えておまして、そちらに相談支援専門員を増員するような形で予算を付けて、対応しているところでございます。まずは委託でできるところまでやっつけようというところでございます。

それでも足りないといった場合はどうするかということがありますが、ケースによっては、特に1つのサービスしか受けていないという場合について、ご自分で書かれるという場合はセルフプランというのがございますので、セルフプランを書かれる方については、なるべくそれが作りやすいような形で支援するという形も考えております。ただ、そちらは一応例外ということでございますので、できる限りサービス等利用計画を書けるように頑張っていきたいと思っております。

【委員】 前回の話に続きますけれども、移動支援の方が見込量というのがあくまでも目標値ではないと聞いているのですが、実績からいっても落ち込んでいっているところですし、社会参加のツールとして大きな役割を果たしていると思っておりますので、見込量を達成するための方策というか、利用者の利便性が高まるような具体的な方策をぜひ検討してい

ただければと思います。以上です。

【会長】 よろしく願います。

【事務局】 移動支援につきましては、少し伸びが今までの予想より少ないという状況でございますが、今後さらに伸びていくことは確かだろうと思っております。これにつきましては実態調査を別に、移動支援についての調査もしたところでございます。今、分析をしておりますけど、それを踏まえて今後、これから後半に障がい者計画の議論もございませぬので、そういったところで移動支援の事業をどうすべきかというところは議論をしていただいた上で考えていきたいと思っております。

【会長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】 先ほどの計画相談に関連して、今、福岡市の方で1人の相談支援専門員がいたい何人ぐらいの計画を受け持つことができると見込んでいらっしゃるのかというのをお尋ねしたいなど。

今、事業所等でも新たな事業所を立ち上げていきたいということもできるだけ考えていますけれども、多分、市町村のほうでもそういう計画を考えると、行政のほうから何人持てるのか、何人作ってもらえますかということで、何人持ったらいいのですかと私の方に質問が返ってくるのですが、実際に何人担当できると市の方で見込んでいらっしゃるのかを一度お聞かせいただければと思っております。

もう1点、9ページの「(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行」という項目で、以前のときにも県の方の計画に基づくのでということで、県の計画が出てないのでとご回答をいただいたことがあるかと思うのですが、福岡市として福岡市に住所がある入院中の方というのは、こういった資料の現状で、5ページですが、入院者が今回の調査で3603名と人数がきちっと分かっているわけですし、また数値設定についての国の指針もはっきりしているわけですから、県の指針、県の決定というか、県の計画を待たずに福岡市の目標として独自のものがあっても良いのではないかと私は思うのですが、いかがかということ。

それから地域生活への移行ということで、何ををもって地域生活に移行したかとカウントすることができるのか。1つには入院者が3603名で、前回よりも50名ほど増加して、入院者としては増加しているわけです。当然、精神科病院からすれば、退院されてベッドが空けば、また必要な方を入院の方が増えてということも当然ありうるのかと思うのですが、入退院を繰り返すこともあるでしょうし、地域に移行したというところの何ををもって地域に移行したと考えていくのか。

それから全体として入院の患者さんが減ったというようなものが、一番誰にでも分かりやすいものであろうと思っておりますし、それだけ地域に出た方が増えたので、先ほどの地域生活の支援拠点等を増やしていかなければならないとか、グループホームの数にしても、いろんな施策が結びついていくのだろうと思っております。

入院のところに関しては、「入退院はずっと繰り返しています。入院中の患者さんの数は減りません」ということであれば、なかなか地域で生活している人は実際には増えていかないということになっていくのかなど。そうすると、利用の見込みがないので施設も作れないとか、本末転倒な話になっていきはしないかいつも思っております。そのあたり計画として謳っていくことができないのかということなんです。

【事務局】 まず計画相談の関係で、1人当たりどのくらいの件数をということですが、市として正式に適正な数が何件というのは今持ち合わせていませんというのが実態でございます。これについては、例えば政令市の集まりでいろいろ情報交換する中でも、いったいどれくらいなのだろうという話はよく出るのですが、数十件から百数十件という中でどうだろうとかいろいろな議論はあるのですが、はっきりこれというのがない状況です。

例えば、扱っている1人の方が、計画を作っている方の状況にもよるし、非常に簡単な計画で済む方もいるし、非常に難しいケースもある。非常に難しいケースはモニタリングの頻度というのもかなり上げていかなければいけない。そうすると毎月のようにモニタリングするということであると、非常に大変な時間がかかる。そうじゃないケースもある。それを押し並べてどうなのかということと分からないので、やり始めたところなので、今後その辺をはっきりと、このくらいというのに合わせて指導ができる形になればいいなと思っています。

【会長】 あと2つをお願いします。

【事務局】 9ページが一番下のところですけど、福岡県の障害福祉計画に基づいてということでございますけど、計画当初のところでも、国指針に基づくということで第1期からこの計画に基づいてということと整合性を図っていくようなお話で、こういう形で出させていただきます。

また、調整中と書いてあるところの第2期につきましては県に確認中で、8月6日の分科会にはお示しできると思っています。また、どれをもって地域生活への移行と考えるかということでございますが、死亡や転院を除いてということになると思うのですけれども、高齢化を含めて高齢者施設に入られる方のほうが多いかということとは考えたと思いますが、自宅・グループホーム・社会福祉施設等に入られる方を見て、地域生活への移行と考えるのが妥当ではないかと思えます。

【事務局】 精神障がいの場合は非常に病状が不安定だと思うのです。一旦退院したらずっと地域で生活できるわけではないと思うので、どういう状況になったら地域に移行したかというのは、なかなか難しい問題があるのじゃないかなと思うのです。国の指針は早期に退院をどれだけしてもらおうか、長期退院をどれだけ防ぐかということも、そういう不安定な中の1つの地域生活に移行した目安としているのではないかと思います。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。また指針として挙げてあるような、退院後3ヵ月時点の退院率であるとか、1年時点の退院率であるとか、分かってくるといいのかなと思います。

また、先ほどの計画相談については現在難しいところであろうと思うのですが、やはり1人で何人ぐらいの計画をということとおおよその枠があると、事業所を今後作っていくとする場合に、どれだけの費用とか収益を計算することができるのか、事業所として運営できるのかといった、事業所の経営という意味で1つの指針が出やすいのかなと。現状では、いくら事業所を作って人を入れたところで、明らかに赤字になってしまうということであれば、事業所を作ろうということもそこで二の足を踏まれるのでは、それも困ることかなと思います。およそこれくらいということで、本当にざっくりした感じで構わ

ないと思うのですが、指針が1つあると分かりやすいかなと思ったところです。

【会長】 計画相談が数十件から100数十件と幅があり過ぎるから、やはり何かあったほうが良いような気がしますね。今、現状でどれくらいでというのは分かりますか。

【事務局】 分かりません。

【会長】 現状も分からない？調査したデータは出ないのですか。

【事務局】 まだ始まったばかりなので、ちょっと。

【会長】 ある一定期間を経たら、何らかの数字は出てきますよね。

【事務局】 そうだろうと思います。

【会長】 じゃあ、それは参考になるということでお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

【委員】 8ページに「施設入所者の地域生活への移行」と書いてあるのですが、グループホームに入ることは本人が望むかもしれませんが、はたしてそこで生活ができるかという不安があるし、親も出してもいいと思っても不安が多いのです。だからそこに何らかの形で支援をしていただかないと、そのためには助成金を出していただくとかしないと、グループホームで生活したいと思っている人はたくさんいるんです。でも実際にそこに行って、夜は誰もいないとかいうことになると、とても親としても不安で慣れるまでに時間がかかるといふ方もいらっしゃるの、その辺を何らかの形で、人を夜は付けられるようにするとか助成するとかして、施設側がそういう人を探すというようなことでもしないと、52名という数字が出ていますけど、正直なところ親としてはなかなか出せないのではないかとというのが私の考えです。

施設のほうにそれだけの人材はなかなか確保できないのではないかなと思うので、その辺を何か助成するとか、施設にそういう人材を確保できるような予算を組んでいただけたらいいのではないかなと思っています。

【事務局】 グループホームの運営は、国が定めたいわゆる報酬と言われるもので賄われるというのが基本だろうと思っています。今年度、グループホームとケアホームが一本化されまして、グループホームの制度の中で柔軟な運用ができるというふうになっておりますが、従前からグループホームの報酬に関しては、私どもも指定都市会議というのがございまして、その中でもかなり低めに抑えられているのではないかという印象は持っております。いろんな事業者の方とお話ししても、やはり夜間の支援体制あたりは国が定めた人員体制ではかなり厳しいという話も聞いておりますので、指定都市あたりと共同して、報酬をグループホームの実態に合ったようなものにしてほしいという要望はしております。

それとともに、通所施設関係の補助金というのは基本的に、補助制度自体をなくするという動きの中で、グループホームに関しては十分ではないかもしれませんが、運営費の補助という形で一定程度やらせていただいているところです。

【委員】 ありがとうございます。それと同時に、グループホームに行った人にとってはやはり働く場を確保していただかないと、収入を得ないと年金だけでやっていけないのではないかなと思ったりしているのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 障がい者の日中活動の場というお話だろうと思います。基本的には、国のほうの計画の指針の中にも障がい者の方が希望するような日中活動の場を提供すべきだといふことがはっきり書いてありますので、総量でいけば利用者数は自立支援法が施行された

平成 18 年当初に比べたら 2 倍半くらいになっているという状況でございまして、施設の定員自体も、これはあくまで総量ですけど、総量ではかなり選べる状態になっております。

ただ、ご本人がこの施設にというピンポイントのご指定をなさるとなかなか厳しい部分ではありますが、今後も日中活動の場に関しては就労系、介護系と、希望した施設で受け入れられるように提供体制を作ってまいりたいと思います。

【委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 どうぞ。

【委員】 13 ページ、「(2)日中活動系サービス」の前の事柄に関連するのですが、短期入所の 14 ページの見込み量の部分で、見込み量確保のための方策として、短期入所事業については、NPO 法人との共働事業の成果を活かし、とあります。実際、NPO 法人との共働事業を進めておられるかと思うのですが、どういうことに取り組んでおられるのかということと、そういった中でどういう成果を期待してというか、見込んでいるのかということをお聞かせいただきたいのですが。

【事務局】 短期入所の NPO 法人との共働事業につきましては、まず 1 つは実態の調査をいたしました。それから実際の利用にあたって困っているところはどういったところにあるのかというのを踏まえた上で、短期入所の試しをやってみるということで、その中でパーソナルブックという、今までの生育歴等の情報を整理したものを、受け入れる医療機関等に提示しながら利用がスムーズにいくような取り組みを試験的にやっているという状況でございまして。その評価もなかなか良いところですし、短期入所をやってみようという病院も出てきているという状況でございまして。

そういった、何で事業所が増えないのか、利用者も増えないのかとか、使いにくいというようなところを押さえていきながら、継続して事業所を増やす呼びかけをしていく。それから福祉型短期入所の事業所でも、地域生活支援協議会の中でもう少し受け入れられる方を受け入れていこうということで、今度の意見書の中にもいろいろ方策が出てきています。そういったことを踏まえて取り組みを進めていくことになろうかと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

NPO 法人との共同事業ということで、かなり画期的と言いますか、あらゆる分野でこういった形での取り組みが、行政と民間の NPO 法人とのタッグが組めるようなシステムというのはとても良いことだと思います。先ほど申し上げられているような成果を期待されているということだと思っておりますが、なかなかそういった取り組みが見えてこない部分もあったりして、それをどういった形でオープンにしていくのかということをお聞かせいただけたら、もう少しほかの NPO 団体も含めて自分のところの得意分野とかも提示できるのではないかと思います。

【事務局】 特にパーソナルブック等については、どういうふうにするのか、その使い方を含めて、事業所それから利用者の方にも周知することも予定しておりますし、そういった中でまたこの取り組みを紹介していきたいと思っております。

【会長】 この前いただいた意見書に書かれている、いろんな「支援すべきこと」という提言は、今後この審議会の中で、行政のほうで生かしていただけるのですよね。

【事務局】 今回の障がい福祉計画という中では、こういった目標量を定めていくということですので、議論されたことを書き込んでいくことは難しいところではあるのですが、

また後半の障がい者計画の議論の中でこういった施策を重点的にやっていくべきかということも出てくるかと思っています。そういったところで取り込んでいかなければと思っています。

【会長】 せっかく意見書の中でいろんな支援すべきことというご意見をいただきましたから、ぜひ後半の議論の中で生かしていただきたいと思います。

ほかにどなたか。

【委員】 放課後等デイサービスの件です。17 ページに「調整中」ということで出ているところですが、その上に 24 年度の実績、それから 25 年度の実績ということで、学校の現場においても爆発的に放課後支援が増えております。従来、放課後支援ということでどんぐりルームを作っていただけで、今回こういう形でデイサービスが始まりまして、保護者の皆さんは大変助かっているところであります。

ところが今はどんどん増えている状況もありまして、また横のつながりもなかなか取れませんので、本校では 1 学期末に、デイサービスに来られている業者の方皆さんを呼んで、ネットワークの会議をもったところです。この前、A 型事業所の話もありましたけれども、今後の数というよりは方向性と言いましょか、こう考えているというようなどころをお聞かせ願えればと思っています。以上です。

【事務局】 こども発達支援課長です。放課後等デイサービスはどんどん増えておりまして、24 年 4 月現在 1 ヶ所だったのですが、今年 7 月で 40 ヶ所ということで、いろいろと学校にはご迷惑をかけているかと思っています。おっしゃられたように、今後は質の充実も大事かと思っていますので、研修等を考えていきたいと思っています。以上です。

【会長】 よろしいでしょうか。何かコメントはありますか。

【委員】 私は素人で全然分からないのですが、一定の条件をクリアすれば、すべてどなたでも参入できるというようなことなのでしょう。

【事務局】 おっしゃられる通りで、児童発達支援管理責任者という資格が必要なのですが、それ以外の方は、資格は特に必要ないというところで、ただ 5 対 1 という基準、児童 5 人に対して 1 人支援者が要するというところで、そこのところは基準を守る必要がございます。

【委員】 そうしたら今後、すごい数になりますけど、現場を見られるとか、A 型事業所にも話がありましたけれども、そういう計画も考えてあるということですか。

【事務局】 そうですね。そこはしっかり見ていこうと思っています。

【委員】 関連して、よろしいですか。

私も聞く話で、今のことをものすごく保護者の方も言ってありましたし、放課後になると一般の事業所がぞろぞろ迎えに来て、校長は交通整理にかかってあるという状況です。そうやってきたときに、今度はスクールバスに乗る人がほとんどいなくなっている。そういった問題も踏まえたときに、全部事業費なんかが付いているのですよね。相談なんかも乗ったりもしてありますし、そういった関連の問題も含めて検討していかないといけないのではないかなというのを感じます。

たくさんの方が放課後になったら校門のところまで迎えに来られています。それで車がいっぱいになって、校長先生はいつも交通整理にかかってありますという話を保護者から伺っています。

そうしたときに、登下校を含めてスクールバスを運行してありますし、下校のときにスクールバスに乗る人がいなくなってしまうのではないかなどという懸念も抱いているわけです。そういったところまである程度調査をしておかないといけないのではないかと感じています。教育委員会のほうにある意味入るかもしれませんが。

スクールバスを運行しているでしょ。運行しているスクールバスに乗っている人がいないと。

【事務局】 教育委員会ともその辺は相談しながらいろいろ考えたいと思います。

【会長】 デイサービス事業所の質的な調査をしていただくということは必要だと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

ほかにありますでしょうか。どうぞ。

【委員】 子どものほうに向けてもいいということで、いくつか聞きたいことがあります。通所支援のところで、保育所等の訪問支援が0というのは、これから調整中のところが入ってくるのですか。

それから、ここでやるのですか、障がい児の根本的な対策というのは、児童福祉部会は関係ないのですか。児童福祉法に移行したじゃないですか、根本的な問題は。それはここでやるということでもいいですか。基本的に子どものほうは。

【事務局】 こども発達支援課ですけど、子ども総合計画のほうに今後の取り組みを載せております。子ども総合計画には量的な部分は載せておりませんので、こちらに量的な分を載せることで整理をしているところでございます。

【委員】 その点で1つ違和感があるのですが、児童の対策というのは幼児から含めた児童福祉法の福祉部会でやられているのですよね。そっち側の人たちがこの数字とかをあまり知らないということになっていると、福岡市の子どもたちの問題の中に障がい児の問題があって、その中にどういう問題があってというのは、向こうの人たちもある程度知っていると思いますけど、かなり詳しく知ってほしいなというのがあります。

そしてこちらが障がい者の問題のところを論じているということ自体に、デイサービスであれば相談しながら、法律でこっちでやるのかもしれないけど、その辺できちんとしないと、一番心配なのは子どもの幼児からの支援のあり方について僕はちょっと疑問があります。

保育所等訪問支援なんかも、やれる人がどれくらいいるのだろうかとか、各地の核になるような相談支援センターみたいなのが、現場の保育園とか幼稚園にちゃんと指導できる人がどれくらいいるのかも含めて、そういう人がいないと、ずるずるとサービスだけができていって利用する数が増えていって、もうちょっと質を考えるような施策が要るのではないかなど。ただサービスの受け入れ口だけ作っても、どんどんそこでやってあげ過ぎて、逆にダメだなという場面とかもあったりするから、無駄なことが起こる可能性があるのではないかというのが疑問としてあります。その辺もうちょっと整理してほしいなというのがあります、「児」のほうは。

その中で、通所の問題もあるけど入所というのは、イメージがいろいろあるのかもしれないけど、母子で一緒に入ってもらって母子の関係を改善するとか、コミュニケーションにかなり問題があって虐待してしまうような子どもの親を支えるとか、それは障がい子どもにあるかどうかというよりも、あってもなくても起こりうるような問題ですよ。そ

ういうところは向こう側でちゃんとやられているのかを知りたいと思います。

【事務局】 こども発達支援課長です。こども・子育て審議会のほうで基本的に議論しております。先ほど委員が言われた情緒障がいの入院施設という問題も、こども・子育て審議会に設置された福岡市要保護児童の社会的養護あり方検討会から提案がございまして、福岡市に追記すべきだというようなご意見をいただいているところでございます。

障がい児の支援のことですけれども、こちらも基本的にこども・子育て審議会のほうで、放課後等デイも含めて子ども総合計画に記載しておりますし、充実を図っていくということに記載しているところでございます。

【会長】 こちらのほうで数字だけということになりますけど、よろしいですか。

【委員】 ちょっと納得しないとできないですね。

【会長】 児童福祉の部会との連携みたいなのはどうなっているのですか。

【委員】 それは向こうにやってもらっているのではないかなという感じがするのですが、それだったら。それをなぜこちらでやるのですかというのは、何かあるんでしょうか。

【事務局】 子どもとの関係のところですが、今回、国から出ました基本指針の中に新規事項として、子どもについてもこちらで、計画等について数値目標についてしっかり見なさいということが来ておりまして、子どものほうの計画と整合性を保つようにという通知も来ているところでございます。

そういう中で、今回、児童の部分も計画がはっきり入ってきているところでございまして、いわゆる実施計画部分についてはこちらで書くということだと思います。本体の計画も今進めていると思いますので、そこら辺はこちらの計画、それからこども未来局で作る計画の情報交換はできるように事務局のほうも考えたいと思います。必要に応じて情報を専門分科会の中でも出すとか、できることは検討したいと思っております。

【委員】 しっかりやってもらわないと、連動している面をこっちでやるというのは絶対いいのですよ、それは。障がい関係の問題はここでやるとかしっかりしていればいいのですが、あるデータは向こう側で論じられて、あるデータだけこっちに来てとか中途半端にやっていると、現場が迷うだろうし。きちんとしたというか、少し不満があるというのは、その辺が現場の人たちがどこまで把握してリーダーシップとってやろうというようなことが現場の支援に反映していれば全然問題ないですけど、どうもそうじゃない部分もあるのではないかと疑問がありますので、その辺は行政の大事な仕事じゃないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【会長】 部会の情報を入れるとか、その辺を考えていただいたらどうでしょうか。よろしくをお願いします。ほかによろしいですか。

【会長】 そうしたら次に進めさせていただいて、またあとで全体を通じてご意見をいただきたいと思っております。

第4章になりますけれども、31 ページ、「計画の推進体制」についてご質問やご意見がございましたらお願いします。

【委員】 32 ページですが、「障がい者等地域生活支援協議会との連携」という部分、ここが1カ所でしたよね。そこで何もかもやるというのは難しいのではないかなという感じがして、先ほどの子どもの問題で、こういうのは使わないのかというのがちょっと。

ここで言うことではなかったかもしれないけど、子ども部会っていないのかということはどうでしょうか。

【事務局】 政策推進課長でございます。

今、委員ご指摘の子ども総合計画の部分に関しましては大きく3つに分かれておりまして、その3つの大きな目標、例えば「安心して生み育てる」とか、そういった3つの大きな目標ごとに部会が作られております。その中の1つの部会で、先ほど答弁がございました通り、障がい児の部分について進めているという状況でございます。そこの関係、先ほどお話しさせていただきました通り、どういった形で連動性を持って進めていくかという部分も含めて、少し検討させていただければと考えています。

【委員】 なぜかという、これができてから結構、意見書で提案を出されたと思うのですが、その部門で課題になっている具体的な現場の課題を挙げていくというような、現場の人たちの意見を聞きながら、そういう場が要るのではないかなと思います。いっぱい課題があるわけですよ。その子ども部門ということで、これは作っていいと言われているわけですので、作ってもらえないのかなというのも含んで、あったほうがいいような気がするのですがいかがでしょうか。

【事務局】 地域生活支援協議会につきましては、いろんな部会を作っているとなっておりまして、児童の部会があるところもあるようでございます。実際に今、地域生活支援協議会就労支援関係の部会を常設としては1つ設置しているだけでございまして、まだこれから必要に応じて作っていくことはできると思います。その件についてはこちらの専門分科会からも意見があったということで、また地域生活支援協議会の中で議論をさせていただいて、ほかにも発達障がいの部分はどうだとか、もう少し地域生活支援協議会を活用してやったらどうかという意見もいろいろ出ているところでございますので、そちらのほうで検討させていただけたらと思います。

【会長】 よろしく申し上げます。ほかにどなたかございますか。

【会長】 それでは第5章の資料編でございます。資料編 33 ページからで何かご質問あるいはご意見がございましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 委員一覧は当初の委員が載っておりますが。

【事務局】 大変申し訳ございません。当初の委員名簿で付けておりますが、最終的には替わった委員も含めて並べて書くとかいう形で、皆さんのお名前を載せる形で整理したいと思っております。どうも申し訳ございません。

【会長】 ほかにございますか。

それでは第1章から第5章まで目次に沿ってご意見をいただきましたが、全体を通じて漏れているようなこととかご意見ご発言がありましたら、よろしく申し上げます。

【委員】 この福祉計画で、例えばグループホームに重度の方が入るとそうじゃないので、施設運営者としては費用のかかり方が変わってくるのに同じサービス提供ができない可能性が高いということで、加算を市の単独費でやるとか、強度行動障がいも同じようなことが言われているといった部分はこういうのには反映されないで、提案があった各々をそのときに決めていつやるのか、どういうスタンスなのでしょう。

今、世の中でいろいろ言われているところが、この中には出てきていないところがたくさんあるのではないかなと思うのですが、そういう場合はどう対応していくのか。それとも

「この計画には載っていませんのでできません」と言ってしまうのか。それをやり始める
とこの計画はものすごく分厚いものになってしまうのだらうと思いますけど、どうい
うふうに考えておけばいいのかなと思います。

【事務局】 グループホームに関しては、確かに重度者の方を地域で生活できるような拠
点として位置づけておりますので、本当に支援体制がとれるようなものが必要じゃな
いかと。それには市としても何らかの支援をするべきじゃないかというお話だったと思
います。そういった施策の方向性とかに関しましては、障がい福祉計画ではなくて障
がい者プランというところで議論する話になるのではないかと思います。強度行動障
がい者の支援あたりもそちらのほうで触れていくことになると思っています。

以前からお話しされている重心の問題とか、そういったところをどう取り組んでい
くとか、市として取り組んでいく部分に関しては、そちらのほうでご議論させて
いただくものじゃないかと思っています。

【委員】 2点あるのですが、まず1つは、支援の中で出てこないかもしれませんが、我々
事業者で危惧しているのは人材の育成です。そういった問題をどういう形で捉えら
れるかということ。

あと1つは、先ほどこの中にも出てきましたが、放課後支援事業者が急激に増えて
いるとか、前回のときにはA型事業所が急激に増えているということがあった中で、
先日もNHKで報道がありましたけど、好ましくない施設運営を行っている事業者、不正
請求があったり体罰や虐待の問題があったり、そういったことが今日のようにいろ
んな事業所が増えてくればくるほど発生してくるのではないかなと。そう考えた
ときに、それを牽制する機関、第三者委員会的なものといったことについて何か
考えていることがありましたら、お聞かせ願いたいのですが。

【会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 先ほどから出ています放課後等デイとかA型事業所、もっと言えば就
労移行支援事業所も増えていますが、そういった事業所の質的な問題の確保をどう
考えているかというお話でございまして、第三者機関という話も出ておりました
けど、私どもとしては実地指導等を今やっているところとさせていただきます。新
設の事業所に関しては、できるだけ早く実地指導に行こうと。当初の計画通り
支援がやられているかどうかあたりを、今与えられている権限の範囲内で、速
やかに早い時間帯にやろうということ今年から取り組むようにしております。

【事務局】 政策推進課です。人材育成は障がいの施設でご苦勞をされている皆
さん方だけではなく、例えば地域でお支えいただく、もしくは高齢者も含めて
認知症の話も出ておりましたけれども、様々なところで、これから「福祉は
人」と言われている通り、人材の確保というのは非常に大事だと思
っております。そういった意味では再三同じ話になりますけれども、後半、
保健福祉総合計画をご審議いただく中で、人材というのは非常に大事
なキーワードになるかと考えてございます。また改めてご意見等を頂戴
しながら考えていければと考えています。以上でございます。

【委員】 後半を楽しみにしておりますので。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【会長】 特にございませんでしたら、本日の議事はこれで終わりにしたいと思
います。

どうも貴重なご意見ありがとうございました。

それでは事務局をお願いします。

【事務局】 本日はありがとうございました。

以上をもちまして、第3回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。